

保険証の 有効期限に ご注意ください



国民健康保険
後期高齢者医療保険証の

**有効期限は
7月31日**
です

□保険証について

7月下旬に郵便でお届けします。※過年度の保険税(料)に滞納がある方を除く。
保険証が届いたらすぐに内容を確認し、記載内容などに誤りがある場合や7月31日になっても保険証が届かない場合は、健康増進課までご連絡ください。
今お使いの保険証は8月1日以降使用できませんのでご返却ください。

《お知らせ》後期高齢者医療保険証の使用期限が変わります

令和4年10月1日から窓口負担見直しに伴い、今回発送する保険証の有効期限は**令和4年8月1日から令和4年9月30日まで**になります。
※令和4年10月1日からの保険証は9月下旬に郵便でお届けします。

□介護保険の負担限度額について

負担限度額認定証：有効期限 7月31日

負担限度額認定証を発行している方は、更新の手続きをする必要があります。手続きがまだお済でない方は、直近2ヶ月以上の取引が記帳されている預金通帳や定期証書、有価証券など資産のわかるもの(配偶者がいる場合、被保険者本人と配偶者2人の預貯金がわかるもの)を、福祉課・町民生活課・岸良出張所までお持ちください。

お問い合わせ先 肝付町役場健康増進課 ☎ 0994(65)8412 内之浦総合支所 町民生活課 ☎ 0994(67)4511
福祉課 ☎ 0994(65)8413 岸良出張所 ☎ 0994(68)2001

国民健康保険税についてお知らせ

○令和4年度以降の変更点○

- ・未就学児(※)にかかる均等割額について、**令和4年度より5割を軽減します。**(申請不要)
- ・国民健康保険税の**課税限度額(上限額)について、引き上げを行います。**

法定軽減割合	法定軽減後均等割額	均等割額(未就学児)
7割軽減世帯	9,300円	4,650円
5割軽減世帯	15,500円	7,750円
2割軽減世帯	24,800円	12,400円
軽減なしの世帯	31,000円	15,500円

限度額	変更前	変更後
医療分	63万円	65万円
支援分	19万円	20万円
介護分	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

※未就学児：該当年度において6歳に達する日以後最初の3月31日以前の者

○新型コロナウイルス感染症による減免について○

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が昨年より更に減少した世帯に対して、国民健康保険税を免除または減額する制度があります。

対象者

新型コロナウイルス感染症により、**①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯**、または、**②主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等の額が前年(令和3年)の当該収入金額に比べて30%以上減少が見込まれる世帯で、前年の合計所得金額が1,000万円以下かつ減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下に該当する世帯**

申請手続きについて

要件に該当し、かつ国民健康保険税の納付が困難な場合は、必要書類等をご用意いただき、申請期限までに申請をしてください。

令和4年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送予定となっています。納税通知書がお手元に届いてから申請をお願いします。



◀詳細についてはホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414